新型コロナウイルス感染症の発生に伴う 労働保険料等の猶予制度に関するQ&A

令和2年4月1日

目次
1. 労働保険料等の猶予制度 Q 1 労働保険料等の納付が困難となったときに、猶予制度が受けられる場合があると
聞きました。どのようなものですか。・・・・・・・・・・・ P. 1
2.納付の猶予関係
Q2 「納付の猶予」とはどのようなものですか。・・・・・・・・ P. 1
Q3 「納付の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。· · P. 2
Q4 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。・・・・・・・・ P. 2
Q5 「納付の猶予」の期間はいつまでですか。・・・・・・・・・ P. 2
3.換価の猶予関係
Q6 「換価の猶予」とはどのようなものですか。・・・・・・・・・ P. 3
Q7 「換価の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。· · P. 3
Q8 「換価の猶予」の申請に期限はありますか。・・・・・・・・ P. 3
Q9 「換価の猶予」の期間はいつまでですか。・・・・・・・・・ P. 3

1. 労働保険料等の猶予制度

Q 1 労働保険料等の納付が困難となったときに、猶予制度が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

事業主の皆様におかれましては、事業主本人や家族、労働者等が新型コロナウイルス感染症にり患したため、消毒作業等により財産(棚卸資産を含む)に相当の損害を受けたことや、各種イベントの中止・延期、観光客等の急減等により、売上が著しく低下して労働保険料等の納付ができないことが想定されます。

このようなときは、申請を行っていただくことにより、一定期間、労働保険 料等について納付の猶予や換価の猶予を受けることができる場合があります。

2. 納付の猶予関係

Q2 「納付の猶予」とはどのようなものですか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、全積極財産(負債を除く資産)のおおむね20%以上に損失(相当の損失)を受けた場合については、労働保険料等について<u>災害による「納付の猶予」</u>を受けることができる場合があります。

災害による「納付の猶予」が認められると、

- ① 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価が猶予されます。

また、事業財産に相当の損失を受けたと認められず、災害による納付の猶予を受けることができない場合等であっても、次の<u>いずれか</u>に該当する事実があるときは、労働保険料等について<u>通常の場合の「納付の猶予」</u>を受けることができる場合があります。

- ・<u>財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難</u>に あったこと
- ・事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ・**事業を廃止し、又は**休業したこと
- その事業につき著しい損失(※)を受けたこと
- ・上記に類する事実があった場合
 - (※)「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を 超える損失(赤字)を生じた場合をいいます。

通常の場合の「納付の猶予」が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価が猶予されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q3 「納付の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する<u>都道府県労働局に、「労働保険料等納付猶予申請</u> 書」などの書類を提出いただく必要があります(郵送可)。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q4 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

災害による「納付の猶予」の適用を受けたい場合には、<u>災害がやんだ日から</u> **2か月以内**に申請いただく必要があります。なお、災害がやんだ日については、申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署へご相談ください。

通常の場合の「納付の猶予」については、特に申請期限はありませんが、猶予に該当する事実が発生した後、<u>猶予を受けようとする期間より前に</u>申請してください。

|Q5 「納付の猶予」の期間はいつまでですか。

(答)

災害による「納付の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、 災害の程度に応じて、**最長1年の範囲内**(※1)に限られます。

(※1)原則として、猶予期間の延長はありませんが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、通常の場合の「納付の猶予」を申請することにより、災害による「納付の猶予」の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

通常の場合の「納付の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内**(※2)で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

(※2) 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

3. 換価の猶予関係

Q6 「換価の猶予」とはどのようなものですか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、労働保険料等の納付が困難となった場合は、労働保険料等について「換価の猶予」を受けることができる場合があります。

「換価の猶予」を受けるには、次の全ての要件に該当することが必要です。

- ・労働保険料等を一時に納付することにより、<u>事業の継続等を困難にするお</u> それがあると認められること
- ·労働保険料等の**納付について誠実な意思を有する**と認められること
- ・納付すべき労働保険料等の**納期限から6か月以内に申請**されていること
- ・換価の猶予を受けようとする労働保険料等より以前の**滞納がない**こと
- ・原則として、猶予を受けようとする金額に相当する**担保の提供がある**こと

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある**財産の差押えが猶予又は解除**されます。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q7 「換価の猶予」を受けたい場合、どのように申請したらいいですか。

(答)

事業場の所在地を管轄する<u>都道府県労働局に、「労働保険料等換価猶予申請</u> 書」などの書類を提出いただく必要があります(郵送可)。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

Q8 「換価の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

「換価の猶予」の適用を受けたい場合には、納付困難となった労働保険料等の納期限から6か月以内に申請いただく必要があります。

Q9 「換価の猶予」の期間はいつまでですか。

(答)

「換価の猶予」については、猶予を受けることができる期間は、<u>1年の範囲</u> 内(※)で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。 (※) 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。